

被害 発生中

未公開株、社債、 外国通貨等の 取引は要注意！

利殖商法とは、「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する商法で、未公開株、社債、商品相場、外国の通貨、事業への投資話など、日頃なじみの薄い利殖話を勧められます。

利殖商法の勧誘事例

未公開株勧誘事例

ある業者から突然自宅に電話があり、「Aの株式が日々上場する、値上がり確実で価格が2倍、3倍になる。買いませんか。」と勧説されて株式を購入したものの、A社の株式が上場せず、さらに勧説してきた業者と連絡が取れなくなるケース。

社債勧誘事例

風力発電の開発をしているという会社から自宅に電話があり、「利率がいい。当社は信用ある会社です。」と同社の社債の説明を受け、同社が発行する社債を200万円で購入したが、数カ月後、その会社と連絡が取れなくなるケース。

外国の通貨勧誘事例

知らない業者から、スーダンポンドに関するパンフレットが届き、その後別の業者から「スーダンポンドを高く買い取る。」という電話があり、500万円分のスーダンポンドの申込みをして口座に振り込んだが、振込をした後、スーダンポンドを買い取ると電話をしてきた業者とは連絡が取れなくなるケース。



被害に遭わないために

- 必ず儲かる話などありません。見知らぬ業者からの電話はきっぱりと断り、送られた郵便物等は無視して下さい。
- お金はすぐに支払わないでください。お金を支払う前によく考え、家族等に相談して下さい。
- もし、お金を支払ってしまった場合、警察、振込先の金融機関に連絡して下さい。連絡をすることで、振込先口座の凍結を依頼することができます。

利殖商法に注意!!

被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときには直ぐに相談して下さい。

#9110（警察総合相談電話）または最寄りの警察署・交番・駐在所へダイヤルを！

